

令和4年1月26日

所 属	臨時特別給付金担当
所属長	中尾 智次
電 話	06-4950-6025

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

尼崎市における住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給については、次のとおり取り組みます。

1 支給対象者

- (1) 住民税非課税世帯
 - ・ 基準日（令和3年12月10日）時点で、尼崎市に住民登録のある世帯。
 - ・ 世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税（賦課期日：令和3年1月1日）である世帯。
- (2) 家計急変世帯
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した世帯。
 - ・ 住民税均等割が非課税世帯の水準に相当する額以下となる世帯。
 - ・ 申請時点で、尼崎市に住民登録している世帯。

2 給付額

1世帯当たり10万円

3 スケジュールについて(予定)

- ・ 2月4日（金）▷ 臨時特別給付金専用ダイヤル開設します。
※ 050-3133-1403（平日 9:00～17:30）
- ・ 2月中旬 ▷ 住民税非課税世帯に確認書、案内チラシ、返信用封筒を発送します。
※ 確認書返送期限 5月31日（火）（必着）
 - ▷ 家計急変世帯用の申請書を希望する方は、専用ダイヤルにご連絡をしていただき、市から世帯員等について印刷のうえ申請書等を送付します。
 - ▷ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、郵送又はオンライン申請（尼崎市オンライン申請ポータルサイト）による手続きをしていただきます。
- ・ 2月下旬 支給開始
- ・ 9月30日（金） 申請期限（必着）

4 事業費

- (1) 給付金 8,692,700千円
(住民税非課税世帯81,327世帯・家計急変世帯5,600世帯)
- (2) 事務費 345,000千円
(システム・専用ダイヤル等包括業務委託契約、郵送料等)

以 上